

操業日誌の記載義務について海域、記載時期及び記載事項を定める件

平成19年7月25日
農林水産省告示第965号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二十八条の二の規定に基づき、操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域、記載時期及び記載事項を次のように定め、平成十九年八月一日から施行する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条第一項の農林水産大臣が定める海域、記載時期及び記載事項は、次の表のとおりとする。

大臣許可漁業 の名称	海域	記載時期	記載事項
沖合底びき網 漁業	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定(昭和五十九年条約第十一号)第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	上欄の海域で操業を行った航海における全ての操業につき帰港までの間	一 操業年月日 二 投網の場所及び時刻 三 揚網の時刻 四 揚網ごとの魚種別漁獲量
遠洋底びき網 漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域 一 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線 二 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線 三 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点	操業中毎日	一 操業年月日 二 投網の場所及び時刻 三 揚網の時刻 四 漁獲量

	<p>に至る直線</p> <p>四 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線</p>		
<p>大中型まき網漁業</p>	<p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。)以外の海域</p>	<p>航海中毎日</p>	<p>一 年月日</p> <p>二 投網位置 (航行・漂泊日にあつては、正午位置)</p> <p>三 航行・操業・漂泊の違い</p> <p>四 水温</p> <p>五 群の型</p> <p>六 投網開始時刻</p> <p>七 操業終了時刻</p> <p>八 魚種別漁獲量</p> <p>九 混獲生物等の情報</p>
<p>かつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、釣りをを行うものに限る。)</p>	<p>一 第一海区 オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経</p>	<p>航海中毎日</p>	<p>一 年月日</p> <p>二 正午位置</p> <p>三 航行・操業・漂泊の違い</p> <p>四 表面温度</p> <p>五 魚種別漁獲量</p> <p>六 混獲生物等の情報</p>

百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域

二 第二海区 オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経八十度に至る直線、南緯五十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経八十度に至る直線、南緯四十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経三十度の点に至る直線、南緯四十五度東経三十度の点から東経三十度の線とアフリカ大陸南海岸線との交点に至る直線から成る線以北のインド洋の海域

三 第三海区 北緯三十度の線以北、西経四十五度の線以东の大西洋の海域(地中海を含む。)

四 第四海区 アフリカ大陸の西海岸線と北緯三十度の線との交点から北緯三十度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十度西経四十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度との交点に至る直線、赤道と西経三十度との交点から赤道と西経二十五度との交点に至る直線、赤道と西経二十五度との交点

から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経二十五度の点から南緯五十度東経三十度の点に至る直線、南緯五十度東経三十度の点からアフリカ大陸の南海岸線と東経三十度の線との交点に至る直線から成る線以东の大西洋の海域

五 第五海区 北緯三十五度以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点以西の北緯二十度の線から成る線以西の大西洋の海域

六 第六海区 西経六十五度以西の北緯二十度の線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯三十五度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度との交点に至る直線、赤道と西経二十五度との交点から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、

	<p>南緯五十度西経二十五度の点から南緯五十度西経五十度の点に至る直線、南緯五十度西経五十度の点から南緯六十度西経五十度の点に至る直線、南緯六十度西経五十度の点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の線との交点に至る直線から成る線以西の大西洋の海域</p> <p>七 第七海区 南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の交点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以東の太平洋の海域</p> <p>八 第八海区 第一海区から第七海区までを除く全海域</p>		
<p>かつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン未満の動力漁船により、釣りを行うものに限る。)</p>	<p>北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定(昭和四十四年条約第十号)第二条1に規定する海域を除く。)</p> <p>一 北緯五十度西経百五十度の点</p> <p>二 南緯四度西経百五十度の点</p> <p>三 南緯四度西経百三十度の点</p> <p>四 南緯二十五度西経百三十度の点</p>	<p>航海中毎日</p>	<p>一 年月日</p> <p>二 正午位置</p> <p>三 航行・操業・漂泊の違い</p> <p>四 表面温度</p> <p>五 魚種別漁獲量</p> <p>六 混獲生物等の情報</p>

	<p>五 南緯二十五度東経百五十五度の点</p> <p>六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点</p> <p>七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点</p> <p>八 南緯十度東経百十三度二十八分の点</p> <p>九 南緯十度東経百度の点</p>		
<p>かつお・まぐろ漁業(総トン数二百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)</p>	<p>一 第一海区 オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域</p> <p>二 第二海区 オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経八十度に至る直線、南緯五十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経八十度に至る直線、南緯四十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経三十度の点に至る直線、南緯四十五度東経三十度の点から東経三十度の線とアフリカ大陸南海岸線との交点に至る直線から成る線以北のインド洋の海域</p>	<p>航海中毎日</p>	<p>一 年月日</p> <p>二 正午位置</p> <p>三 航行・操業・漂泊の違い</p> <p>四 表面温度</p> <p>五 浮玉間の鈎(はり)数(一鉢当たり鈎(はり)数)</p> <p>六 使用釣り鈎(はり)数</p> <p>七 魚種別漁獲量</p> <p>八 混獲生物等の情報</p>

三 第三海区 北緯三十度の線以北、西経四十五度の線以東の大西洋の海域(地中海を含む。)

四 第四海区 アフリカ大陸の西海岸線と北緯三十度の線との交点から北緯三十度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十度西経四十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度との交点に至る直線、赤道と西経三十度との交点から赤道と西経二十五度との交点に至る直線、赤道と西経二十五度との交点から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経二十五度の点から南緯五十度東経三十度の点に至る直線、南緯五十度東経三十度の点からアフリカ大陸の南海岸線と東経三十度の線との交点に至る直線から成る線以東の大西洋の海域

五 第五海区 北緯三十五度以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点以西の北緯の二十度の線から成る線以西の大西洋の海域

六 第六海区 西経六十五度以西の北緯の

二十度の線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯三十五度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度との交点に至る直線、赤道と西経二十五度との交点から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経二十五度の点から南緯五十度西経五十度の点に至る直線、南緯五十度西経五十度の点から南緯六十度西経五十度の点に至る直線、南緯六十度西経五十度の点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の線との交点に至る直線から成る線以西の大西洋の海域

七 第七海区 南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の交点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四

	<p>度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以東の太平洋の海域</p> <p>八 第八海区 第一海区から第七海区までを除く全海域</p>		
<p>かつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)</p>	<p>北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。)</p> <p>一 北緯五十度西経百五十度の点</p> <p>二 南緯四度西経百五十度の点</p> <p>三 南緯四度西経百三十度の点</p> <p>四 南緯二十五度西経百三十度の点</p> <p>五 南緯二十五度東経百五十五度の点</p> <p>六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点</p> <p>七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点</p> <p>八 南緯十度東経百十三度二十八分の点</p> <p>九 南緯十度東経百度の点</p>	航海中毎日	<p>一 年月日</p> <p>二 正午位置</p> <p>三 航行・操業・漂泊の違い</p> <p>四 表面温度</p> <p>五 浮玉間の鈎(はり)数(一鉢当たり鈎(はり)数)</p> <p>六 使用鈎(はり)数</p> <p>七 魚種別漁獲量</p> <p>八 混獲生物等の情報</p>
<p>中型さけ・ます流し網漁業</p>	<p>一 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域</p> <p>二 北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。</p> <p>イ 北緯四十五度八秒の線以北、東経百</p>	操業中毎日	<p>一 投網の場所</p> <p>二 揚網の年月日及び反数</p> <p>三 漁獲量</p>

四十度三十九分四十六秒の線以東の海域

- ロ 北海道礼文郡礼文町カランナイ岬突端、北緯四十三度四十三分三十二秒の線と同道小樽市高島岬突端正北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端正北の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同突端正北の線と北緯四十三度九秒の線との交点、同道久遠郡せたな町茂津多岬突端正西の線と同道奥尻郡奥尻町稲穂岬突端正北の線との交点、同突端正北七海里の点、北緯四十二度二十二分九秒東経百三十九度四分四十七秒の点、北緯四十一度五十七分九秒東経百三十九度四分四十八秒の点、同町青苗岬突端と同道松前郡松前町小島東端とを結ぶ線上青苗岬突端から七海里の点、小島東端、同町松前灯台中心点と青森県西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点正西二十海里の点とを結ぶ線と小島東端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線との交点、鱸作埼灯台中心点正西二十海里の点、秋田県男鹿市入道埼灯台中心点正西二十海里の点、山形県酒田市飛島灯台中心点北西五海里の点、新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台中心点北西十海里の点、同県佐渡市弾埼灯台中心点正北十五海里の点、同市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点及び同県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点を順次に結ぶ線以東の海域
- ハ 新潟県上越市鳥ヶ首岬灯台中心

	<p>点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点、石川県珠洲市禄剛埼突端北西三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬突端北西三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域</p> <p>ニ 北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域</p> <p>ホ 北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域</p> <p>へ 新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域</p> <p>ト 石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域</p>		
北太平洋さんま漁業	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	上欄の海域で操業を行った航海における全ての操業につき帰港までの間	<p>一 操業年月日</p> <p>二 投網の場所及び時刻</p> <p>三 揚網の時刻</p> <p>四 揚網ごとの漁獲量</p>
いか釣り漁業	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	上欄の海域で操業を行った航海における全ての操業につき帰港までの間	<p>一 操業年月日</p> <p>二 自動いか釣り機の作動開始の場所及び時刻</p> <p>三 自動い</p>

		か釣り機 の作動停 止の時刻 四 漁獲量
--	--	-------------------------------

改正文（平成二〇年七月二五日農林水産省告示第一一九一号）抄
平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年七月二三日農林水産省告示第一七七三号）

- 1 この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に航海中である沖合底びき網漁業又はいか釣り漁業に従事する船舶の船長については、当該航海が終了する日までは、この告示による改正後の平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十五号の規定は、適用しない。

改正文（平成二四年一二月七日農林水産省告示第二五四〇号）抄
平成二十五年三月二十日から施行する。

附 則（令和二年一一月一六日農林水産省告示第二二二六号）抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。